平成２７年（フ）第１２１号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目21番地45
メゾンミヤビ105号室
債務者　小泉　保夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
新潟県長岡市今井２丁目38番地　マンションけやき305号室
債務者　陽川美砂子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
札幌市南区真駒内上町５丁目９番３―32号
債務者　加藤緒理恵（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１９号
札幌市北区屯田４条５丁目10番８号　からつＪ101号
債務者　松浦　真澄（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６５号
札幌市西区発寒９条11丁目９番18号　コーポ池田Ｃ－１号
債務者　加賀谷美樹（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９９号
北海道恵庭市栄恵町68番地
債務者　牧野　弘子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４０号
札幌市白石区栄通20丁目10番20号　宮下マンション５号
債務者　小松　正雄
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４４号
札幌市北区北25条西16丁目８番15―402号
債務者　佐々木善信
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７５号
札幌市東区北23条東16丁目３番６号　立雲館213号
債務者　媚山　正俊
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１８号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―116号
債務者　亀井東洋美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２３号
札幌市豊平区平岸３条18丁目３番１―722号
債務者　能村　　博
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２９号
札幌市白石区北郷１条10丁目５番10号　ビリオネア北郷11番館102号
債務者　阿部恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５８号
札幌市東区北27条東12丁目１番９号　カステロ・デル・フィオーレ103号
債務者　保坂　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
青森県上北郡おいらせ町鶚久保33番地41
ペッカーモリスＣ号
債務者　岩永誠一郎
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第５２号
群馬県藤岡市上栗須273番地３　シティハウスＢ棟102号
債務者　下田　義成
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９４号
相模原市南区若松３丁目24番３号　ハイツ田村１号室
債務者　佐藤　　和
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９６号
相模原市緑区西橋本２丁目18番12号
債務者　小林　博之
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目39番21号
コーポ若林205号
債務者　濱田　友文
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部